

# 八王子市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱

平成14年9月1日施行

改正 平成15年8月18日 平成19年6月22日 平成27年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市長（以下「市長」という。）が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）の手続について、必要な事項を定めるものとする。

## (請求の要件)

第2条 市長は、審判請求するに当たっては、次に掲げる事項について総合的に考慮し、判断するものとする。

- (1) 審判請求の対象者（以下「本人」という。）の事理を弁識する能力の程度
- (2) 本人の配偶者及び4親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人保護の可能性
- (3) 本人又は親族等が審判請求を行う見込み
- (4) 八王子市又は関係機関が行う各種施策の活用による本人に対する支援策の効果

2 前項第3号において、親族等が審判の請求を行うか否かの確認をする場合は配偶者を、配偶者がいない場合又は配偶者が本人への関わりを拒否した場合は、親等の近い親族を優先するものとする。

## (助言)

第3条 市長は前条の判断を行うにあたり、必要に応じて保健・医療、福祉、法律等について専門的な知識を有する者の助言を受けることができる。

2 市長は、前条第1項の規定により市長による申立ての必要がないとした場合、本人及び関係人が民法（明治29年法律第89号）第7条、第11条、第13条第2項、第15条第1項、第17条第1項、第876条の4第1項又は第876条の9第1項に基づく審判の請求を行うことについて必要な助言をすることができる。

## (個人情報取扱い)

第4条 第2条第1項第3号において、親族等が審判請求を行う意思を有するか否かの確認を行う場合、市長は必要に応じて、市が保有する本人の状況等の情報を当該親族等に提供することができる。

2 前項において情報の提供を行う場合には、市長は、八王子市個人情報保護条例（平成8年八王子市条例第6号）その他個人情報の保護に関する規定に則り、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(請求の手續)

第5条 審判の請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手續きは、家庭裁判所の定めるところによる。

(費用の負担)

第6条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項に規定する審判請求の申立てに係る費用（申立費用（収入印紙代）、登記費用（収入印紙代）、郵便切手代、診断書作成手数料、鑑定費用とする。以下「審判請求申立費用」という。）の全部又は一部を負担する。

(費用の求償)

第7条 市長は、前条の規定により市が負担した審判請求申立費用に関し、本人又は関係人が当該費用を負担することについて相当の事由があると認めるときは、家事事件手続法第28条第2項の規定による命令を促す申立てを家庭裁判所に対して行い、当該命令がなされたときは、本人又は関係人に対し当該費用を求償するものとする。

2 前項の場合において、市長は、別に定める審判請求申立費用の助成要件に該当する場合には、本人又は関係人が負担すべき審判請求申立費用相当額の全部又は一部を助成することができる。

(申立事務等の委託)

第8条 市長は、複雑な事案等で専門知識を必要とする場合については、業務の一部を弁護士等に委託することができる。

2 前項の規定に基づき委託するときは、第4条第2項に定める個人情報の取扱いを遵守するよう求めるものとする。

(事案の決定)

第9条 審判請求に関する事案の決裁は、特別の事情がある場合を除き、福祉部長が行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。